

生徒減少期に対応した県立高等学校教育の
充実・発展に資する対策について
(答申骨子案)

平成 24 年 7 月 23 日

佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会

目次

	頁
はじめに	1
I 県立高等学校の現状と課題	
1 生徒減少の状況	2
2 県立高等学校の配置状況	
(1) 全日制課程	3
(2) 定時制・通信制課程	5
II 再編整備審議会答申及び再編整備第一次実施計画・第二次実施計画	
1 再編整備審議会答申	6
2 再編整備第一次実施計画及び同計画に基づく再編整備の状況	6
3 再編整備第二次実施計画及び同計画に基づく再編整備の状況	8
III 生徒減少期に向けた対応の基本的な考え方	
1 生徒減少期に向けた高校再編の必要性	9
2 県立高等学校の望ましい規模と再編基準	
(1) 県立高等学校の望ましい規模	10
(2) 県立高等学校の再編基準	11
3 県立高等学校の配置	12
4 県立高等学校の在り方	
(1) 普通科及び普通系専門学科の在り方	13
(2) 職業系専門学科の在り方	14
(3) 総合学科の在り方	16
(4) 定時制・通信制の在り方	17
5 県立高等学校の通学区域	18
おわりに	19

はじめに

本審議会は、平成23年11月、県教育委員会教育長から「今後の更なる生徒減少期に対応した県立高等学校教育の充実・発展に資する対策について」という諮問を受けた。

その際示された主な諮問事項は、

- 1 生徒減少期に対応した県立高等学校の望ましい規模、配置等について
- 2 生徒減少期に対応した県立高等学校の活性化について

である。

全国的に少子化が進む中で、本県においても中学校の卒業生数は減少を続けている。近年では、平成2年をピークとして減少しており、今後10年間を見ると、平成29年度までの緩やかな減少傾向の後、平成30年度から平成33年度にかけて急激に減少する見込みである。現在、県立高等学校においては、1学年120人（3学級）の高等学校が県全体の約30%を占める状況にあり、今後の更なる生徒減少期を迎えるに当たって、現在の配置のままに対応していくと、学校の活力や教育効果などの面で、様々な課題が生じることが考えられる。

一方、グローバル化や社会経済の進展など教育を取り巻く社会の変化や生徒の多様化等に対応して、新しい時代を担う人材を育成する観点から、長期的・全県的な視野に立った特色ある学校づくりを推進し、高等学校教育の質的充実を図ることがこれまで以上に求められている。

こうしたことから、本審議会では、今後の生徒減少や社会の変化を見据えた県立高等学校教育の充実・発展に資する対策について、平成23年11月から平成24年8月までに、8回の会議を開催し、議論を重ねてきた。

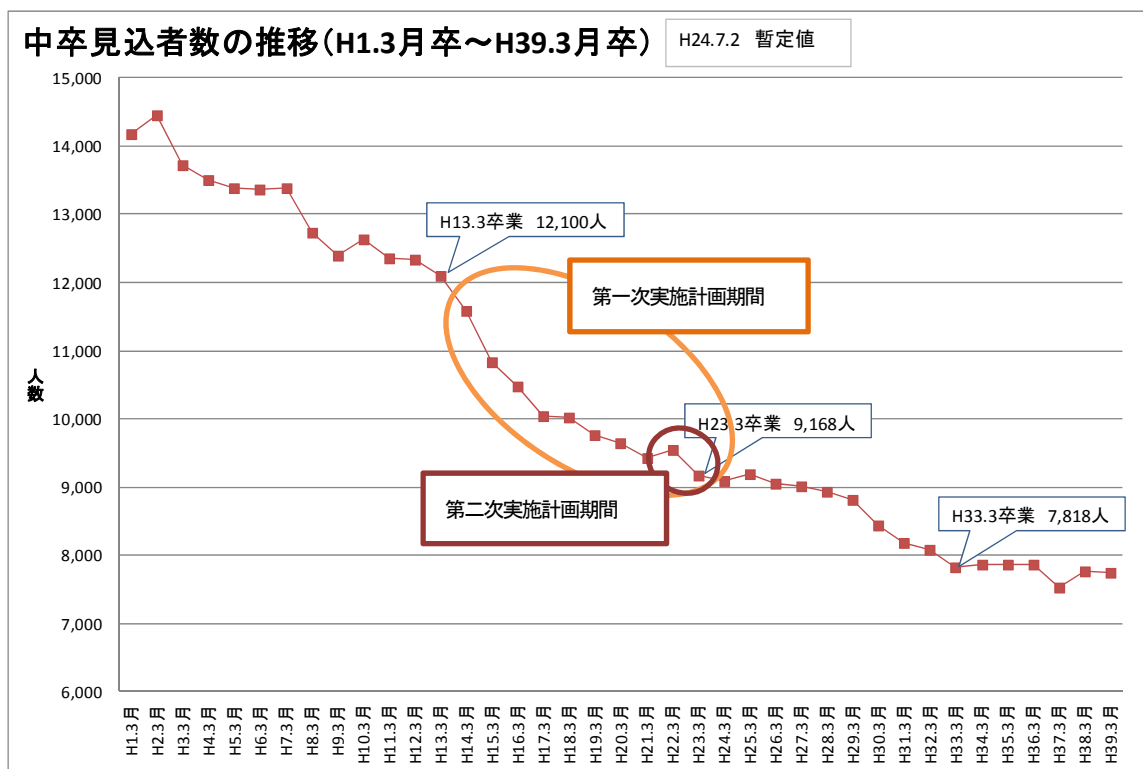
ここに、これまでの審議の結果をとりまとめ、答申するものである。

I 県立高等学校の現状と課題

1 生徒減少の状況

- 本県の中学校卒業生数は、平成2年3月の14,458人をピークとして、その後減少傾向を続けている。
- 平成23年3月の中学校卒業生数は、9,168人であったが、これは、平成13年3月の中学校卒業生数12,100人と比較して、2,932人(24.2%)の減少となっている。
- 今後の中学校卒業見込者数は、平成29年3月中学校卒業生までは緩やかな減少傾向が続くが、平成30年3月中学校卒業生から数年間にわたり、連続して大きく減少し、平成33年3月中学校卒業生数(現在小学1年生)は、7,818人(平成23年3月卒との差1,350人・14.7%の減少)となる見込みである。
- このような更なる生徒減少期を迎えるに当たって、現在の県立高等学校の配置のままで対応していくと、学校の規模が今以上に縮小し、学校の活力や教育効果等の面で、様々な課題が生じることが懸念される。

【参考】



2 県立高等学校の配置状況

(1) 全日制課程

平成 24 年度生徒募集定員による本県の県立高等学校の配置は、学科ごとに見ると、次のような状況となっている。

- 普通科は、4つの通学区域に分かれており、東部学区に3校、中部学区に5校、北部学区に3校及び西部学区に5校の合計16校が配置されている。
- 総合学科は、平成5年7月の佐賀県県立学校整備計画審議会の中間答申（「新しい時代に対応する県立学校の整備・振興計画について」）を踏まえ、4つの通学区域にそれぞれ1校ずつの合計4校が配置されている。
- 専門学科は、東部学区に2校、中部学区に4校、北部学区に3校及び西部学区に7校の合計16校が配置されている。

【参考】平成24年度県立高等学校の通学区域と配置（()の数字は募集学級数）



平成24年度 大学科別 学校数・学級数一覧（全日制）

	東 部		中 部		北 部		西 部		合 計	
	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数
※1普通科	3	(15)	5	(34)	3	(14)	5	(24)	16	(87)
農業科			1	(3)	1	(2)	2	(6)	4	(11)
工業科	1	(6)	1	(7)	1	(4)	2	(9)	5	(26)
商業科	1	(5)	1	(6)	1	(4)	3	(8)	6	(23)
家庭科			1	(4)	1	(1)	1	(1)	3	(6)
総合学科	1	(4)	1	(4)	1	(3)	1	(3)	4	(14)
合 計	6	(30)	10	(58)	8	(28)	14	(51)	※2 38	(167)

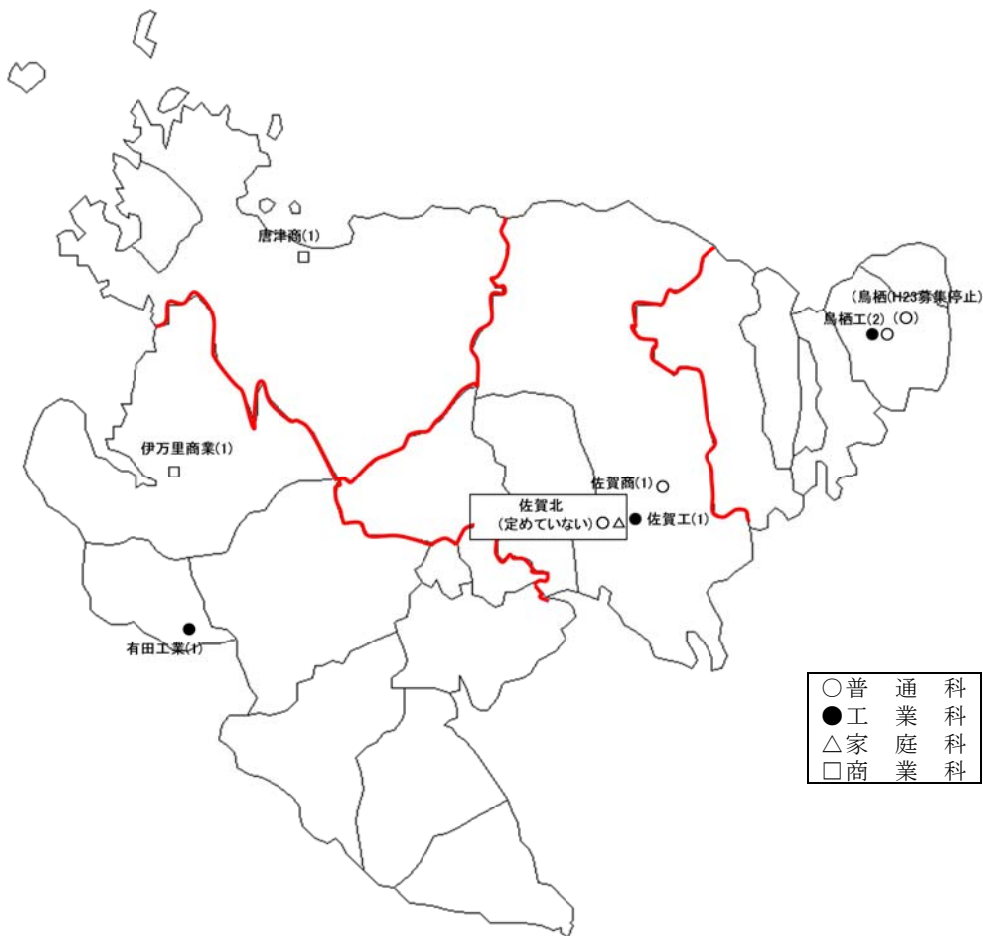
※1 普通科には理数科を含んでいる。

※2 複数学科を併置している高校が2校あるため、実際の学校数は36校である。

(2) 定時制・通信制課程

- 定時制課程は、中部学区・西部学区にそれぞれ2校、東部学区・北部学区にそれぞれ1校配置されており、すべて全日制課程の高等学校に併設されている。
また、通信制課程は、中部学区の佐賀北高等学校に併設されている。
- 全国の定時制課程、通信制課程の在籍者数は、微増傾向だが、本県では減少傾向にある。

【参考】平成24年度県立高等学校の通学区域と配置（()の数字は募集学級数）



平成24年度 大学科別 学校数・学級数一覧(定時制・通信制)

		東 部		中 部		北 部		西 部		合 計	
		学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数
定時制	普通科	1	(1)	1	(1)					2	(2)
	工業科	1	(1)	1	(1)			1	(1)	3	(3)
	商業科					1	(1)	1	(1)	2	(2)
	合 計	2	(2)	2	(2)	1	(1)	2	(2)	※7	(7)
通信制	普通科			1						1	
	被服科			1						1	
	合 計			2						※2	

※複数学科を併置している高校があるため、H24年度に募集を行った実際の定時制の学校数は6校、通信制は1校である。

Ⅱ 再編整備審議会答申及び再編整備第一次実施計画・第二次実施計画

1 再編整備審議会答申

- 本県の中学校卒業生数の減少を背景として、平成13年4月に、佐賀県立高等学校再編整備審議会（以下「再編整備審議会」という。）が設置され、生徒減少期における佐賀県立高等学校の再編整備について審議が行われた。
- 同審議会では、「県立高等学校の適正規模、統合基準等の設定」及び「新しいタイプの学校を含めた県立高等学校の適正配置等」について審議を重ね、平成14年2月に答申「生徒減少期における佐賀県立高等学校の再編整備について」を行った。

2 再編整備第一次実施計画及び同計画に基づく再編整備の状況

- 再編整備審議会の答申を受け、県教育委員会に「県立高等学校再編整備推進本部」が設置され、長期的・全県的視点に立った再編整備の実施計画について検討が行われた。

平成14年10月には、「佐賀県立高等学校再編整備第一次実施計画」（以下「第一次実施計画」という。）が公表され、平成14年度から平成23年度までの10年間にわたる再編整備の実施計画が示された。主な内容は、生徒減少期に対応した高等学校の再編統合、中高一貫教育校の設置、定通併置校の設置であった。

- 第一次実施計画公表後、県議会の決議や県民の意見等を受けて、さらに検討が重ねられ、当初の計画が一部変更され、平成17年2月に「専門高校等の再編計画」（以下「専門高校等再編計画」という。）が公表された。

平成23年度までに、実施年度の変更はあるものの、中高一貫教育校の設置など実施計画どおりに終了した学校が5校、延期又は引き続き検討となった学校が4校、計画を見直した学校が1校となっている。（ただし、学校数は再編又は改編実施後の数である。）

詳細については、以下の〈参考〉のとおりである。

〈参考〉

- 全日制普通科高等学校の再編等

① 普通科高等学校の再編

- ・ 東松浦高等学校及び唐津北高等学校

（第一次計画）平成16年度に新高等学校開校

（実 施）平成17年度に唐津青翔高等学校開校

- ・ 武雄高等学校及び武雄青陵高等学校
 (第一次計画) 平成 18 年度に新高等学校開校
 (実 施) 平成 19 年度に新設武雄高等学校開校
- ② 中高一貫教育の導入
 - ・ 唐津東高等学校 (第一次計画) 平成 18 年度に導入
 (実 施) 計画どおり導入
 - ・ 鳥栖高等学校 (第一次計画) 平成 19 年度に導入
 (実 施) 計画どおり導入
 - ・ 武雄高等学校 (第一次計画) 平成 18 年度に導入
 (実 施) 平成 19 年度に導入
- 全日制専門高等学校の再編
 - ・ 伊万里商業高等学校及び伊万里農林高等学校
 (第一次計画) 平成 17 年度に新高等学校開校
 (専門高校等再編計画) 平成 22 年度に新高等学校開校 (5 年間延期)
 ※ 平成 20 年 3 月に再び延期を決定
 - ・ 佐賀農業高等学校及び杵島商業高等学校
 (第一次計画) 平成 19 年度に新高等学校開校
 (専門高校等再編計画) 平成 23 年度に新高等学校開校 (4 年間延期)
 ※ 平成 20 年 10 月に再び延期を決定
 - ・ 高志館高等学校及び牛津高等学校
 (第一次計画) 平成 19 年度に新高等学校開校
 (専門高校等再編計画) 当面、両校を存続させる
 ※ 再編計画の見直し
- 定時制・通信制課程の再編
 - ① 定通併置校の設置
 - ・ 鳥栖高等学校定時制、佐賀商業高等学校定時制及び佐賀北高等学校通信制
 (第一次計画) 平成 21 年度に新高等学校開校
 (通信制は平成 20 年度)
 (専門高校等再編計画) 設置場所を含め、今後、引き続き検討
 - ② 定時制高等学校の再編
 - ・ 唐津商業高等学校定時制及び伊万里商業高等学校定時制
 (第一次計画) 平成 21 年度に新高等学校開校
 ※ 両校の生徒数の状況を注視していくこととし、引き続きの検討課題とする。

3 再編整備第二次実施計画及び同計画に基づく再編整備の状況

- 「佐賀県立高等学校再編整備第二次実施計画」は、平成20年3月の素案公表、同年11月の計画案公表を経て、平成21年3月に、太良高等学校改編と鳥栖地区定時制高等学校の再編を内容とする計画として公表され、平成23年度から実施されている。同計画については、公表までの間に、地元市町等への説明、地元市町等の意見を踏まえた計画案の策定、パブリックコメント手続などが行われている。
- 太良高等学校については、「多様な学びのできる全日制高等学校（普通科）」のモデル校として、これまで同校が果たしてきた役割を引き継ぐとともに、既存の全日制高等学校では十分に対応できていない、不登校経験や発達障害のある生徒及び高等学校中途退学者で、全日制高等学校で学ぶ意欲と能力ある生徒に対しても教育機会を拡大する高等学校に改編された。
- 鳥栖地区定時制高等学校については、学校の活性化と指導の充実を図るため、鳥栖高等学校定時制（普通科）と鳥栖工業高等学校定時制（機械・電気科）を統合し、鳥栖工業高等学校定時制とされた。同校の定時制は、本県では初めての複数学科併置（普通科、機械・電気科）の高等学校となった。

Ⅲ 生徒減少期に向けた対応の基本的な考え方

1 県立高等学校再編整備の必要性

平成 30 年度以降の大幅な生徒減少期に向けて、長期的・全県的な視野に立って、教育の質的充実を図り、県立高等学校の活性化を促進する観点から、県立高等学校の再編整備が必要である。

- ・ 長期にわたる生徒減少に対して、本県においては、募集定員の減及び高等学校の再編統合により対応がなされてきたが、県立高等学校の小規模化は進んでいる。
- ・ 小規模校は生徒数や職員数が少ないため、生徒達が切磋琢磨の中で自我を作り上げていく機会が限られたり、能力・適性、興味・関心、進路等に対応した多様な教育が受けにくくなったり、教育課程の編成が限定的になるなど様々な課題がある。
- ・ このような課題に対して、県教育委員会では、小規模校における学校運営や効果的な教育活動、学校の活力維持などに資することを目的として、平成 21 年度からワーキンググループ会議を設置し、1 学年 120 人（3 学級）の高等学校の教育効果についての検証が行われており、現在のところ、1 学年 120 人（3 学級）の専門学科等においては、各学校における教育活動の工夫や職員の努力により、単独で高等学校を維持することが困難であるとの報告はない。
- ・ しかし、今後も生徒減少は継続することから、各高等学校の小規模化が更に進むことが見込まれ、各学校における工夫や努力だけでは、必要な教育内容を維持することは困難になると思われる。
- ・ また、少子化が進む一方で、科学技術の発達をはじめ、グローバル化、高度情報化やこれらに伴う産業構造の変化など、教育を取り巻く社会情勢が変化する中、高等学校においては、生徒の能力・適性、興味・関心、進路等において多様化する生徒への対応がこれまで以上に求められている状況にある。
- ・ このようなことから、平成 30 年度以降の大幅な生徒減少期に向けて、長期的・全県的な視野に立って、教育の質的充実を図り、県立高等学校の活性化を促進する観点から、県立高等学校の再編整備が必要である。

2 県立高等学校の望ましい規模と再編基準

(1) 県立高等学校の望ましい規模

- 公立高等学校の望ましい規模については、国における明確な基準はないが、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第4条において、「都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない」と示されている。
- 平成13年度に設置された再編整備審議会では、県内外の教育事情の調査や、中学生、高校生及びその保護者へのアンケート調査結果などを踏まえて、本県の県立高等学校全日制課程の適正規模は、1学年4学級～8学級（160人～320人）とされている。
- また、平成24年1月現在、各都道府県教育委員会が公表している資料によると、45都道府県において、高等学校の望ましい規模又は適正規模等が示されており、その規模を「1学年160人～320人（4～8学級）」とするのが30道県と最も多く、次いで「1学年240人～320人（6～8学級）」としているのが7県である。
- 本審議会においては、本県の県立高等学校の望ましい規模について、再編整備審議会の答申を踏まえるとともに、他の都道府県の現状や本県の小規模校における教育活動の検証結果などを参考に審議を重ねてきた。
- その結果、本県の県立高等学校の望ましい規模については、次のように考える。

本県の県立高等学校全日制課程の望ましい規模は、多様な教育課程の編成、学校行事や生徒会活動の円滑な運営、部活動の活性化など、学校教育活動の活力を維持する観点から、1学年160人～320人（4学級から8学級）とすることが望ましい。

ただし、1学年120人（3学級）を当面維持できる見込の学校であって、生徒や保護者のニーズを踏まえながら、取組を重点化するなどの工夫により、望ましい規模の学校と概ね同等の教育効果が期待されるものについては、単独校としての存続を含めて柔軟に検討することが望ましい。

- なお、小規模校については、生徒数・教職員数が少ないことによる様々な課題があり、1学年120人規模の小規模校を存続するためには、定員を満たすと同時に、学校の活力が維持されなければならない。
また、望ましい規模の学校と概ね同等の教育効果があがっているかどうか検証を続ける必要がある。

(2) 県立高等学校の再編基準

- ・ 本県の県立高等学校（全日制課程）は、平成 24 年度現在、36 校あり、第 1 学年の募集定員の総数は 6,680 人（167 学級）であることから、1 校平均の学級数は 4.6 学級である。これは、平成 13 年度の 5.8 学級と比べると 1 学級以上の減となっている。
- ・ 更に生徒減少が進むと見込まれる平成 33 年度の募集定員の総数は、5,640 人（141 学級）となる見込であり、現在の高等学校数を維持した場合、1 学年の平均学級数は 3.9 学級となり、更に小規模化する。
- ・ このようなことから、今後とも望ましい学校規模を維持し、高等学校教育の質的充実を図るためには、県立高等学校の再編整備を進める必要があり、そのための再編基準を明確にする必要がある。
- ・ 平成 24 年 1 月現在の各都道府県教育委員会が公表している資料によると、38 道県で募集定員による再編基準を定めており、その中でも「1 学年 80 人（2 学級）を維持できなくなったら再編する」とするのが 18 県と最も多く、次いで「1 学年 160 人（4 学級）を維持できなくなったら再編する」としているのが 10 県である。
- ・ また、募集定員による再編基準を定める一方で、「生徒及び保護者、地域の実情などを反映して柔軟に対応する」としている道県が多く、全国的に見ると、再編基準に該当する小規模の高等学校でも単独校として存続している現状がある。
- ・ これらを踏まえ、本県の県立高等学校の再編基準については、次のように考える。

次のいずれかに該当する場合は、再編の対象校として検討することが望ましい。

- ① 1 学年 120 人（3 学級）の高等学校で、学校規模に由来する課題により、必要な教育活動を維持することが困難であると見込まれる場合
- ② 1 学年 120 人（3 学級）の高等学校で、近い将来、定員を維持することが困難となることを見込まれる場合
この場合においても、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ・ 特色ある教育施策の実施等により県全体の教育効果を高めることが期待される場合
 - ・ 地理的条件や交通事情により、生徒の教育に著しい支障が出る懸念される場合

- ・ 高校を再編するにあたっては、地域ニーズや通学利便性も大切であるが、教育の質を充実させることはより重要である。

3 県立高等学校の配置

(1) 学校・学科の配置

- ・ 本県の県立高等学校については、全県的な視野に立ち、学校選択の機会均等に
加え、高校教育の質的水準の維持・向上の観点から、学校の配置とともに学科に
についても適正に配置する必要がある。

(2) 学科の構成

- ・ 卒業後の状況等を見ると、現状の学科の構成でそれぞれの学科が本来の役割を
果たしていると言える。

4 県立高等学校の在り方

高等学校の活性化については、教育活動の基盤である学校規模を確保するとともに、高等教育機関に進学し、高い専門性を身に付け、将来各分野を牽引するような人材や、高等学校において実践的な職業教育を受け、社会の変化に応じた新しい産業にも対応できるような人材を育成できるよう教育内容を充実させる必要がある。

(1) 普通科及び普通系専門学科の在り方

普通科及び普通系専門学科へ進学する生徒は、進学(主に4年制大学)を目的としており、教員の指導力向上や大学入試に係る情報収集等を図り、進学希望の実現に努めるとともに、学ぶ意義について意識啓発を図り、生徒が自ら、将来の進路を選択し、能力を伸長するよう、長期的展望に立ったキャリア教育の充実を図る必要がある。

- ・ 普通科及び普通系専門学科へ進学する生徒は、進学(主に4年制大学)を目的としており、進学希望の実現に向けて、教員の指導力の向上や生徒の意欲喚起、大学入試に係る情報収集等を図り、期待に応えることが普通科及び普通系専門学科の活性化につながる。
- ・ また、教科の学習を通して学ぶ意義について意識啓発を図るとともに、大学等の学問内容の研究や職業研究等の進路学習を通して、生徒が、自ら将来の進路を選択し、能力を伸長するよう、長期的展望に立ったキャリア教育の充実が望まれる。
- ・ また、普通科については通学区域の制限を受けることから、生徒減少期に対応して普通科の質の充実を図るために、学校選択幅の拡大を行うことが望ましい。

(2) 職業系専門学科の在り方

職業系専門学科全体については、産業構造や社会経済が変化する中、グローバル化や国際競争の激化に対応するため、実践的な職業教育を行い、職業人として地域や社会に貢献できる人材を育成する必要がある。

① 農業科

農業科については、これまでどおり農業教育の多面的機能を生かし、幅広い人材を育成するとともに、時代の変化に対応した農業教育を推進するため、農業の六次産業化に向けた取組が必要である。

また、農業教育の拠点校を設け、他の農業科設置校とのネットワークを構築し、県全体の農業教育の充実を図ることが望ましい。

- ・ 農業科については、実践・実習が重要であり、実習を通して社会人に必要とされる能力や態度を育成することができる。
- ・ また、農業の多面的機能を生かして行う農業教育は、幅広い人材育成に有効である。
- ・ 農業の六次産業化に向けて、インターネットを利用した販売の取組を行ったり、工業科、商業科など他学科との連携により、時代に対応した農業教育の推進を行うことが望ましい。
- ・ 農業高校の更なる小規模化が見込まれることから、県の農業教育の中心となる拠点校を設け、拠点校と他の農業科設置校とのネットワークを構築することによって、特色ある学科を更に特化させ、県全体の農業教育を充実させていくことができる。

② 工業科

工業科については、ものづくり産業における人材の育成について、これまで担ってきた役割を引き続き果たす必要がある。

加えて、地元企業等との連携や専攻科のような高等教育機関の設置など、より専門的な知識や技術を身に付けた、即戦力となるような人材育成についても検討することが望ましい。

- ・ 工業科卒業の就職者は、専門性を生かした就職をする生徒の割合が他学科に比べると高く、ものづくり産業における人材の育成について、これまで一定の役割を果たしてきた。
- ・ グローバル化の中、日本の企業は高い生産技術で、生産性や技術を高めて対応しており、即戦力となるような生徒を求めている企業もある。
そのために、産業技術学院や地元企業等との連携によって、県全体の工業教育の質を高めるとともに、高校3年間に加えて、1年ないし2年、分野を絞って専門教育を行う専攻科のような高等教育機関を設置して、専門の知識や技術を身に付けた人材の育成を行うことも必要である。

③ 商業科

商業科については、総合的な実務能力の高い人材育成を行うために、商業科の専門性を生かしながら、地元企業との連携等による実践的な教育を拡大する必要がある。

- ・ 経済の国際化や ICT の急速な進展等により、商業科の専門性を生かした職種に就くことは難しくなっている。
- ・ 実社会では総合的な実務能力の高い人材が求められており、商業科では、その専門性を生かしながら、地域産業との連携による実践的な教育活動や学^{まな}美舎^{びや}のような商品企画からインターネットによる販売まで行う取組が必要である。
- ・ また、インターンシップを長期で行うことも有効である。

④ 家庭科

家庭科については、社会経済の変化に対応した特色ある学科の設置により地域に貢献できるスペシャリスト育成を目指した教育を推進することが必要である。

あわせて、家庭科教育の拠点校を設け、他の家庭科設置校とのネットワークを構築し、県全体の家庭科教育を充実させていくことが望ましい。

- ・ 消費者ニーズの多様化により、生活関連産業においてもニーズ把握が難しく、生徒の進路志望も多様化している。
- ・ 今後は社会経済の変化に対応した特色ある学科の設置により地域に貢献できる生活関連産業のスペシャリスト育成を目指した教育を推進することが必要である。
- ・ また、家庭科の拠点校を設け、他の家庭科設置校とのネットワークを構築し、情報の共有化による教育内容の充実を図り、県全体の家庭科教育を充実させていくことが望ましい。

(3) 総合学科の在り方

総合学科については、キャリア教育を重視した教育の充実を図るため、それぞれ特色ある教育を行っている学校間の連携を図ることにより、指導内容を充実させるとともに生徒同士が切磋琢磨できるような環境を作ることが望ましい。

- ・ きめ細かなキャリア教育により、3年間学んでいく中で生徒は将来の進路に対する方向性を定め、学校は生徒の多様な進路志望に応じた指導を行っている。
- ・ また、総合学科への理解を促進するために、地域活動を積極的に行ったり研究発表会に中学生や保護者、中学校関係者を招いたりしており、地元に対する理解は進んでいる。
- ・ 本県の総合学科4校は、改編前の学科が異なっており、それぞれ改編前の教育内容も生かしながら特色のある教育を行っている。
- ・ 総合学科同士が連携できるような組織を作って、互いの特色を理解した上で指導法を共有したり、合同研究発表会などを行ったりして、切磋琢磨できる環

境を作り、教育効果を上げていくことが望ましい。

(4) 定時制・通信制の在り方

定時制・通信制については、勤労生徒だけではなく、不登校経験者など多様な生徒に対する教育機関としての役割も担っていることから、引き続きその役割を果たしていく必要がある。

あわせて、より多様な生徒に対する教育機会の拡大という観点から、既存の高等学校との関係を踏まえて、定通併置校や昼間定時制の設置について検討することが必要である。

- ・ もともと定時制も通信制も勤労生徒に学習する機会を提供することが目的だったが、近年では不登校経験者など支援が必要な生徒も在籍している。
- ・ こうした多様な生徒に対して教育機会を拡大するために、定通併置校や昼間定時制の設置を検討することが必要である。
- ・ また、太良高校は不登校経験者などを対象とした募集枠を持つ全日制高校であるが、定通併置校や昼間定時制の設置との関係を検討・整理すべきである。
- ・ 現在の定時制・通信制を集約して定通併置校を設置した場合、働きながら定時制高校で学ぶ生徒にとって通学が困難になることが懸念される。
- ・ 定通併置校も昼間定時制も、全日制との併置だと使用教室が重なるため、校舎確保が課題となる。

5 県立高等学校の通学区域

生徒減少が見込まれる中、多様な能力、適性、進路志望を持った生徒が、個々のニーズに合った高等学校を選択できるよう、生徒や保護者の学校選択幅の拡大を進める観点から、普通科高等学校の通学区域については拡大する方向で検討することが望ましい。

通学区域の拡大については、教育効果の向上に資するよう、メリットとデメリットを踏まえつつ、慎重に対応することが望ましい。

- ・ 総合学科や専門学科はすでに全県一学区だが、普通科については通学区域について制限があり、通学区域外からの入学は募集定員の20%が上限であるため、通学区域外からの受験者が不利になる可能性がある。
- ・ 地区によっては通学区域外の方が通学利便性が良い場合もあり、生徒減少期への対応として、多様な能力、適性、進路志望を持った生徒が、個々のニーズに合った高等学校を選択できるよう、全県一学区についても検討することが望ましい。
- ・ 一方で、全県一学区にすると、学校間のランク付けが生じたり、地元の高校に通えない生徒・保護者にとって通学に係る負担が増したりすることも懸念される。
- ・ また、学区を拡大するやりかたは、全県一学区とするほかに、通学区域数の削減や通学区域外からの入学可能枠（現在20%）の拡大などもあり、生徒・保護者への影響の大きさを考えると、十分に議論する必要がある。
- ・ 通学区域を拡大するという点については、メリットとデメリットを踏まえつつ、両者のバランスを取ることが必要である。

おわりに

本審議会では、今後の更なる生徒減少期に対応した、県立高等学校教育の充実・発展に資する対策について、長期的・全県的な視野に立って、県立高等学校の望ましい規模、配置等や県立高等学校の活性化について審議・検討を重ねてきた。

この中で、今後の県立高等学校の教育の質的充実を図り、県立高等学校の活性化を促進する観点から、高等学校の再編整備の必要性を認めたところである。

この答申は、生徒減少期における佐賀県立高等学校の再編整備について、その基本方向を述べたものである。したがって、県教育委員会におかれては、本答申の趣旨を踏まえられ、今後、さらに具体的な検討を重ね、長期的・全県的視野に立った再編整備計画及び高等学校の活性化に資する具体的方策について、慎重に検討し、関係者に対する十分な情報提供や説明を行い、協議や議論が行われるよう期待するものである。

また、県立高等学校の再編整備の推進に当たっては、教育関係者はもとより、県民の理解と協力が得られ、本県高等学校教育がますます発展することを期待している。